

mizuho global news

みずほグローバルニュース



ドイツ連邦共和国:ドレスデン

2021 DEC
& 2022 JAN
vol.116

02

特集

新たな時代に向かう欧州

12

グローバル インサイト

From Start-up Nation to
Scale-up Nation:
イスラエルへの招待イグニション・ポイント株式会社 竹岡 紫陽 氏
TMI総合法律事務所 弁護士 田中 真人 氏

19

アジア インサイト

インドネシア:規制緩和後の事業許認可

PT. Fuji Staff Indonesia (フジスタッフインドネシア)
代表取締役社長 加来 文子 氏

習近平政権が掲げる

「共同富裕」政策の行方

～中国における足元の規制強化と
格差是正に向けた動き～みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部アジア調査チーム
主任エコノミスト 月岡 直樹

2022年の欧州政治展望

みずほ銀行 産業調査部 欧州調査チーム 参事役 小林 公司

2022年の欧州政治は、①ドイツ新政権の事実上のスタート、②フランス大統領選の二大テーマによって特徴付けられる。そして、EUのご意見番だったドイツのメルケル前首相の勇退後、③ドイツとフランスの新政権がEU政治にどう影響するかというテーマも見逃せない。以下、①～③について考察する。

ドイツは政権交代

2021年9月に行われた総選挙で、メルケル首相は出馬せず勇退し、16年続いた長期政権に終止符が打たれた。選挙結果では、SPD（社会民主党）が2002年以来初めて第1党となり、メルケル氏の属したCDU（キリスト教民主同盟）は第2党に後退した。改選前は、CDUを第1党、SPDを第2党とし、両党による連立政権だったが、両者の関係は逆転した。

SPDが第1党になったとはいえ、各党に票が分散したため、SPDは第3位の緑の党、第4位のFDP（自由民主党）と連立することで合意した。連立交渉でまとめた政策合意の内容を記した文書も公表されている。

合意に基づき、第1党のSPDからショルツ氏が首相に就任する。主要閣僚ポストは、緑の党とFDPで分け合うことになる。財相ポストについては、FDP（リントナー党首が内定）、環境相と外相ポストは緑の党（それぞれハベック共同党首とベーアボック共同党首に内定）に割り当てられる。

一方、CDUが16年ぶりに下野することで、政策変更につながるか注目される。そこで、以下にメルケル政権の政策を簡単に振り返り、次いで新政権の政策を展望する。

緊縮財政と対中依存のメルケル時代は終焉

メルケル政権の政策の特徴として、①国内では緊縮財政、②国外では中国依存を指摘できる。

財政面では、財政ルールを導入し、収支改善のためにもっぱら歳出を削減した。第一のルールは、憲法を改正して導入した「債務ブレーキ」で、財政赤字をファイナンスする国債発行を名目GDP比0.35%までに限定した。これでは物足りず、与党CDUの公約として導入した「黒のゼロ」が第二のルールであり、財政収支を黒字とするか、少なくともゼロに均衡させた（つまり、一切の赤字を認めなかった）。ルールを守るため、社会保障費や、気候変動対応およびデジタル化の投資は抑制されたと言われている。

対外面では、中国への輸出を原動力として経済拡大につなげた。ドイツの輸出に占める中国向け比率は、自動車や工作機械を筆頭に上昇し、メルケル政権発足時の2%から政権末期には8%に達した。メルケル首相は、16年の任期中に毎年のように計12回も訪中し、独中関係の蜜月を演出した。

SPD、緑の党、FDPが連立交渉で歩み寄り

SPD、緑の党、FDPが合意した内容は、177ページの3党合意文書として公表されている（図表1参照）。

第一に、財政のルールと収支について、SPDの主張する中道路線が合意文書に反映され、緑の党の主張する拡張路線と、FDPの主張する緊縮路線は回避された。すなわち、緑の党は「債務ブレーキを廃止してグリーン投資を増やすべき」と主張していたが、取り入れられなかった。一方、「黒のゼロ」は廃止され、赤字を一切

図表1 SPD、緑の党、FDPの政策合意

論点	新連立政権の政策合意	メルケル政権の対応
財政 メルケル政権からおおむね 不変も、小幅拡張	・憲法規定の「債務ブレーキ」を維持 (赤字国債はGDPの0.35%以内) ・「黒のゼロ」は採用せず(一定の赤字を容認)	・「債務ブレーキ」の採用 ・「黒のゼロ」を公約(赤字を一切認めず)
気候変動 さらに強化	・石炭火力を理想的には2030年に廃止 ・再エネ比率を2030年に80% ・エンジン車販売は2035年までに禁止	・石炭火力は2038年廃止 ・再エネは2030年に65%
外交 中国と距離	・台湾、新疆、香港の権利を擁護 ・EU政策は、特に財政分野で玉虫色	・中国との経済関係を重視

(出所) SPD、緑の党、FDPより、みずほ銀行産業調査部作成

認めないという極端な緊縮も取り入れられなかった。つまり、「債務ブレーキ」は維持しつつ、その範囲内で国債発行が容認される穏健路線となる。

第二に、気候変動政策について、緑の党がリードする形で大筋合意している。石炭火力の廃止に関して、「理想的には」という枕詞は付いたものの、同党の主張する「2030年」をめざす。SPDは、前政権からの従来目標「2038年」を維持する立場だったが、前倒しを受け入れた。

一方で、2030年の再生可能エネルギー比率目標は、65%から80%に引き上げる。このため、太陽光と風力発電への投資を増やす方針である。

エンジン車販売では、緑の党の主張通り、CO₂排出車の新車販売を2035年までに禁止する。販売継続を「譲れない一線」としていたFDPは譲歩した。ただし、EUが認めない「e燃料(バイオなどの合成燃料)」を使用する車については、エンジン車であっても販売を容認するとして、ドイツ自動車産業界(特にエンジンサプライチェーン)への配慮がなされている。加えて、緑の党は、SPDとともに主張していた高速道路の速度制限導入案を取り下げた。

第三に、外交について、中国に対しては厳しい内容で合意されている。合意文書では、「連携」「競争」「体制上のライバル」という3次元で、対中関係を形成する方針を示した。しかし、具体的な取り組みとしては「連携」に関する記述がない一方で、中国が「核心的利益」と位置付ける領域(台湾、新疆、香港、東・南シナ海)で中国を牽制する文言が並んだ。中国からは、早くも「内政干渉」との反発の声があがっている。

EUに対しては、合意文書は玉虫色の記述となっており、まだ3党の意見はまとまっていないようだ。例えば、EU加盟国共通の財政ルール(安定成長協定)について、「効率的に発展させることができる」と表現されている。ルールの柔軟化は可能というニュアンスに読めなくもないが、財相に内定しているリントナーFDP党首は「ルールを弱体化させることはできない」とコメントしており、方向感は見えない。

ドイツ新政権の課題は、財政ルール下での投資拡大

結局、連立合意の内容は、各党の主張を取り入れた妥協の産物となった。あるいは、各党の妥協ができていない分野では、玉虫色の先送りとなっているところが見受けられる。

特に、財政では赤字に歯止めをかける「債務ブレーキ」を維持する方針が示されたのに対し、気候変動対応では再生可能エネルギーに積極投資をする方針が示され、ちぐはぐな印象を受ける。投資の財源を、どのように考えているのだろうか。この点については、政府系金融機関を活用し、民間資金の呼び水とすること等が合意文書に書かれているが、詳細はこれから検討されるという。

フランス大統領選挙はマクロン再選を予想

フランスでは、2022年4月10日に大統領選挙が行われる。1回目の投票で過半数を得る候補者がいない場合、上位2候補による決選投票が4月24日に行われる。

各種支持率調査を平均すると、マクロン大統領が24%、右翼のルペン国民連合党首が17%、極右のゼムール氏が15%と上位を争う。2021年6月まではルペン党首が首位だったが、より過激な右翼的主張をする

ゼムール氏に支持率を奪われ、マクロン大統領に逆転を許した。

支持率調査を基にすると、決選投票は、マクロン大統領と右翼候補(ルペン党首、もしくはゼムール氏)の争いとなる。この構図は前回2017年の大統領選挙と同じで、当時は1回戦で24%を得票したマクロン候補と、21.3%を集めたルペン党首が接戦のまま決選投票にもつれ込んだ。ところが、決選投票のふたを開けると、マクロン候補が66.1%の票を得て圧勝した。1回戦で敗れた候補の支持者が、右翼大統領の誕生を嫌ってマクロン支持になだれ込んだからである。

したがって、今回の決選投票でも、マクロン大統領が勝利すると予想する。政権が保たれることから、政策の路線変更もないだろう。

EU政治はリーダー不在で停滞する懸念

最後に、EU二大国の国政選挙がEU政治に及ぼす影響を検討する。

EUではドイツとフランスだけで物事を決められる仕組みになっていないが、加盟国の意見がまとまらない場合、ドイツとフランスが方向付けを行うケースがある。直近では、2020年に、コロナ禍で資金援助を求める南・東欧の加盟国と、援助を渋る北欧の加盟国で意見が割れた際、メルケル首相とマクロン大統領の提案で復興基金(EUのGDP比5%規模)が決まった。EUとして資金を調達して加盟国に分配する内容のため、加盟国の財政共通化に道を開くとも言われる画期的スキームだ。

しかし、そのドイツでは、16年間にわたって君臨したメルケル首相は勇退し、3党妥協の連立政権という神輿に乗った後継者が登場する。とりわけ、EU財政についてはまだ3党の意見がまとまっていない様子は、既に指摘した通りだ。3党連立政権が成立した後も、EU政策(特にEU財政)の面で新政権は身動きを取りにくいのではない。

フランスではマクロン大統領が再選する見通しだが、メルケル時代のようなドイツの存在なしに、単独でEUを引っ張る力があるのだろうか。最近でも、Brexit後の英国が漁業協定に違反しているとして、マクロン大統領はフランス単独の対英制裁を宣言し、他のEU加盟国にもフランスへの支持を求めた。だが、各国から支持は集まらず、フランスは制裁を見送るという出来事があった。

折しも、EUでは、コロナ対応で加盟国の政府債務が膨らんだ一方、気候変動対応で巨額な資金の必要も生じている。このため、EU財政ルール(安定成長協定)の見直しや、復興ファンドに続くEU共通の気候ファンドの創設が今後のテーマとなり、賛成と反対で加盟国の意見は割れそうだ。しかし、独仏のリーダーシップが期待できないとなると、議論は停滞することが懸念される。

(執筆日:2021年12月2日)

欧州：輸出主導型経済の抱える4つの成長課題

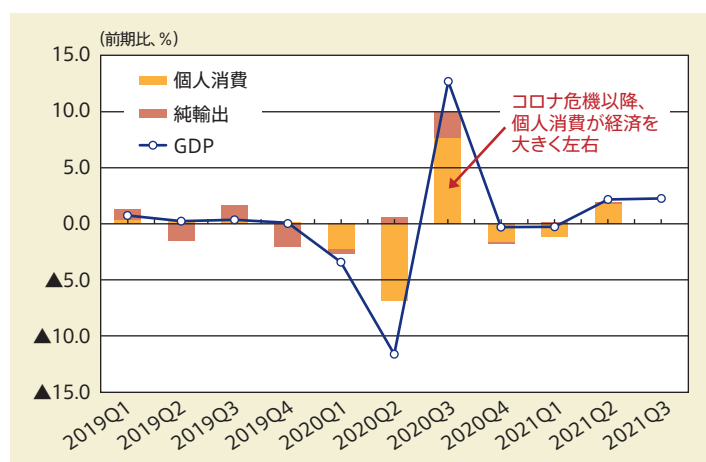
みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部経済調査チーム
 上席主任エコノミスト 山本 武人

欧州の持続的な成長のための課題

欧州経済は、元来、輸出主導型の成長モデルであり、持続的な成長には外需の取り込みが欠かせない。コロナ危機以降、個人消費が欧州経済の基調を決めてきた（図表1）。しかし、パンデミックが落ち着き、ペントアップ需要（パンデミックにより先送りされていた需要）が一巡すると、個人消費はコロナ危機前のように横ばいで推移すると予想される。このため、持続的な外需取り込みが再び重要となる。

輸出主導型の欧州経済は4つの成長課題を抱えている。①サービス輸出、②供給制約、③中国との関係、④気候変動への対応だ。欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は、2021年9月15日の施政方針演説でこれら主要課題への対応方針を掲げた。以下では、これら主要課題に対する欧州の対応の方向性と、欧州の輸出への影響を考察する。

図表1. ユーロ圏GDP推移



(注) 実質GDPの前期比伸び率および需要項目別寄与度
 (資料) Eurostatより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

サービス輸出：根強く残る不安を解消できず、2022年半ばまでインバウンドは停滞

観光サービスは、外国人旅行者の不安が解消できず、冬場の感染拡大が終息するとみられる2022年半ば頃まで、停滞が続く見込みである。

コロナウイルスの感染は、人と人との接触を通じて拡大しやすいため、対人接触を伴う旅行・宿泊・外食など観光サービスは、感染防止策の対象として、サービス提供の停止・縮小を余儀なくされてきた。観光サービスの悪化は、域内個人消費を下押しするとともに、外国人旅行者によるインバウンド、すなわちサービス輸出の悪化をもたらした。

EU(欧州連合)では、2020年6月以降、加盟国間で足並みをそろえて徐々に入国規制の緩和を図ってきた。2021年5月には、欧州委員会の提案により、欧州医薬品庁が承認したワクチンを接種していれば、域内・域外問わず、いずれの国からも観光目的の入国が認められている（ただし、検査や隔離義務が発生する場合がある）。

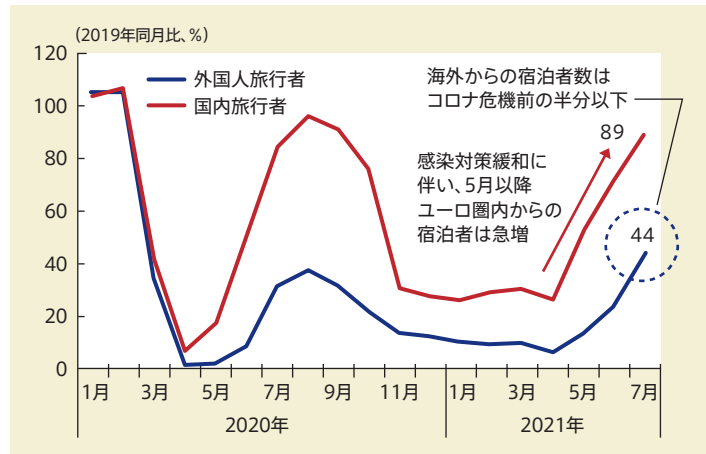
さらに欧州委員会は、「EUデジタルCOVID証明書」や英国等EU域外18カ国が発行した同様の証明書を活用し、外国人旅行者の受け入れを後押しした。これら証明書は、ワクチン接種、PCR・抗原検査の陰性結果、感染からの快復を証明するもので、2021年6月以降、準備が整った国から順次導入が開始された。同証明書を保有する旅行者は、EU各国に入国するにあたり検査や隔離義務が免除される。

しかし、証明書の導入が開始された後も外国人旅行者の戻りは鈍く、これまでの取り組みだけでは、イン

パウンドの回復まで時間がかかると考えられる(図表2)。背景には、旅行者の感染に対する不安や、帰国にあたり隔離を求められるリスクがあげられよう。例えばEUへの旅行者が多い英国では、旅行先のスペイン等でパンデミックが発生したため、突然本国の水際対策が強化され、旅行者が帰国後に隔離を求められた事例が報じられた。こうした事例が、EUへの旅行の障害になっていると考えられる。

フォン・デア・ライエン委員長は、パンデミック発生を抑えるため、欧州域内でワクチン接種の普及を続けつつ、新組織を設立する方針を掲げた。しかし、既に欧州主要国では、この冬に再び感染が拡大している。旅行者の欧州旅行に対する不安は、感染が落ち着く2022年半ば頃まで続きそうだ。

図表2. ユーロ圏宿泊者数推移



(資料) Eurostatより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

供給制約: 半導体生産を域内に取り込み、2022年後半以降生産を本格化、輸出の追い風に

世界的に不足する半導体の欧州域内生産により、自動車輸出の安定的な増加が見込まれるが、半導体生産の開始は2022年後半以降になる見込みである。

コロナ危機からの急激な需要回復が、供給網の混乱や部品不足(供給制約)を引き起こし、輸出品の生産を困難にしている。特に、自動車への依存度が高い欧州経済では、自動車生産に必要な半導体が不足し、欧州の財輸出全体の重石となっている。欧州中央銀行は2021年9月、23カ国の月次輸出量とサプライヤーの納期等に関するデータを回帰分析し、供給制約がユーロ圏の輸出水準を累計で6.7%下押ししていると試算している。

フォン・デア・ライエン委員長は施政方針演説で、半導体製造のアジア依存が、欧州の競争力と技術主権の問題とした。欧州委員会は、問題解決に向けて、新たな「欧州半導体法」を提案し、最先端の半導体に関する研究から製造まで、欧州内でエコシステムを構築するために域内投資を推進する。

欧州内でエコシステムを構築する動きとしては、EV(電気自動車)用蓄電池の先行事例があり、半導体の域内生産拡大に成功する可能性は高い。EV用蓄電池の例では、国家補助や欧州投資銀行の公的融資を通じて、東欧の複数のアジア企業のバッテリー工場拡張が促進された。加えて、アジアへの依存度の高さを懸念し、2017年に欧州委員会が、産業界や欧州投資銀行等が参加するEBA(欧州バッテリー同盟)を立ち上げ、域内で蓄電池企業を育成している。EBAの支援を受けたスウェーデンのスタートアップは、2019年にバッテリー生産を開始した。

域内製造により半導体の供給制約が解消されることは、自動車輸出にとって大きな押し上げ要因となる。半導体に関しても、米国の半導体大手が欧州に複数の半導体工場を建設する計画を発表する等、既に動きがみられる。もっとも、EV用蓄電池の例では、工場の建設から生産まで1~2年程度の時間を要しており、半導体の域内生産による輸出の押し上げ効果についても、2022年後半以降になると予想する。

中国との関係: 中国依存度低下が、中期的に欧州の輸出を下押し

高成長を続けてきた巨大需要地である中国からの緩やかなデカップリングは、中期的に欧州の輸出にとってマイナス要因である。

これまでドイツを中心に、欧州は中国向けの輸出を増加させてきた。特にリーマン・ショック後、中国が行った4兆元の大規模な景気対策は、欧州の中国向け輸出を伸ばした。

EU加盟国は中国の経済成長を取り込むため、中国との良好な経済関係を重視してきた。ドイツのメルケル首相は16年の任期中、中国に12回訪問し、2011年からは2年に1度、首脳や閣僚が参加する政府間協議を開催する等していた。

しかし近年欧州では、この対中関係の見直しが論点となっている。中国内の少数民族に対する人権問題や、香港の民主派抑圧等の問題解決が進んでいないためだ。メルケル首相がEU議長として主導したEUと中国との投資協定の審議は、凍結されている。

フォン・デア・ライエン委員長の施政方針演説は、EUが中国との距離を置く姿勢をより鮮明なものとした。強制労働等による商品の欧州市場での販売を禁止する方針や、「グローバル・ゲートウェイ戦略」構想を打ち出した。同戦略は、欧州が世界中の国々とパートナーシップを築き、質の高いインフラに投資し、世界中のモノ・人・サービスをつなげていくものであり、中国の「一帯一路」戦略を意識したものだ。

中国の経済成長の恩恵を特に受けたドイツも、年内の政権交代に伴い、これまでに比べると中国との距離が取られる可能性が高い。新連立政権の連立合意は、中国に対して「人権と国際法」に基づき協力関係を模索するとして、ウイグルの人権問題への対処や香港に対する一国二制度の原則復活の必要性にまで踏み込み、これまでの「経済関係」を重視する方針から転換する内容となっている。

欧州は、「グローバル・ゲートウェイ戦略」等の下、アジアやアフリカの新興国等に外需獲得先の多様化を進め、悪影響の緩和を図ることになるだろう。

気候変動対応:世界的なグリーン化が、中期的に欧州製品輸出の追い風に

世界的に気候変動対応が進展することは、中期的に、世界に先行して気候変動対応を積極的に進めてきた欧州の輸出に恩恵をもたらす可能性が高い。

気候変動対応は、欧州委員会にとってパンデミック対応と並ぶ重要課題である。2021年7月に、欧州委員会は2030年に向けたグリーン政策「Fit for 55」を提案した。「Fit for 55」は、カーボンプライシングの対象範囲拡大や、再生可能エネルギー比率目標の引き上げ、新車のCO₂排出基準強化、脱炭素化の負担軽減のための社会気候基金の創設など、多様な施策からなる総合政策パッケージである。中でも、カーボンプライシングの対象範囲拡大は、鉄鋼やアルミなど輸入品の一部に及ぶ内容(炭素国境調整メカニズム)であり、域外の気候変動政策にも影響を及ぼしうる。

フォン・デア・ライエン委員長は施政方針演説で「新たなハイパー競争時代に突入している」と述べ、欧州が気候変動と経済に関して、世界を主導する考えを示した。演説では日本や米国に対して、2050年の脱炭素化に向けた具体策の策定を訴え、中国に対しても積極的な脱炭素化対応を求めた。新興国に対しては、2027年までに40億ユーロの追加資金提供をするとした。

世界的な気候変動対応を主導することは、欧州にとってメリットがある。欧州委員会の試算(2020年9月)によると、世界中で1.5℃目標達成に向けた気候変動対策が進められた場合、欧州域内だけで同対策が進められた場合に比べ、電力や化学、金属等の生産量が増える見込みである。これらはエネルギー多消費産業であるものの、欧州が再生可能エネルギーの導入拡大等に他国に先んじて取り組んでおり、相対的に生産段階でCO₂排出量の少ない欧州製品が海外市場のシェアを獲得する、いわゆる先行者メリットにつながることで背景にある。

2021年11月13日に閉幕したCOP26(国連気候変動枠組条約第26回締約国会議)においては、2030年の削減目標引き上げに新興国から反発する声があがったことに象徴されるように、世界的な気候変動対応は、欧州が期待するほどスピーディに進まないだろう。しかし、COP26では新興国向け支援に関する国際合意など前進も見られており、中期的には、欧州が先行者メリットを獲得し、輸出の追い風とするだろう。

Fit for 55パッケージからみる欧州の気候変動政策

みずほ銀行 国際戦略情報部 調査役 細川 優子

はじめに

2021年10月31日から11月13日にかけて開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)では、議長国である英国を中心に欧州諸国が、パリ協定の達成に向け、石炭火力発電の廃止を促す等、温室効果ガス排出削減への取り組みの加速に向けて議論を先導した。主要国が2050年脱炭素化という同じゴールをめざす中で、欧州、中でもEUの気候変動への意識の高さは他地域を凌駕すると言っても過言ではないだろう。その背景には、EUが2019年から推進する成長戦略「欧州グリーンディール」があり、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「気候中立」をめざし、あらゆる政策に気候変動の側面を落とし込んできた成果でもある。2021年7月には、EUの2030年排出削減目標の引き上げに適合する形への既存の政策の転換や、更なる排出削減をめざした新たな枠組みの導入等を含む「Fit for 55」パッケージが提案され、その動きは更に加速している。EUが世界に先行する気候変動政策の最近の動きについてみていきたい。

2030年排出削減目標達成に向けた「Fit for 55」パッケージ

EUは欧州グリーンディール政策のもとで、2030年温室効果ガス排出削減目標を従来の1990年比▲40%から▲55%に引き上げ、2021年7月14日には引き上げた排出削減目標の実現のために既存の基準や規則を更新することを目的として、「Fit for 55」パッケージを発表した(図表1)。

図表1. 「Fit for 55」パッケージ全体像

1	欧州排出量取引制度(EU-ETS)の改正	・航空部門の無償排出枠を段階的に廃止 ・海運部門を追加 ・道路輸送と建物を対象とした新たな排出量取引制度を設立
2	炭素国境調整メカニズムの導入	EUへの輸入品に対し、炭素価格相当を調整
3	エネルギー課税指令の改正	・エネルギー製品への課税をEUの環境・気候変動政策と整合させる ・化石燃料に対する直接の補助金の段階的廃止に向けて取り組む
4	努力分担規則(ESR)の改正	建物、道路および国内海上輸送、農業、廃棄物処理等における各加盟国の排出削減目標割り当ての強化
5	土地利用・土地利用変化および林業(LULUCF)に関する規則の改正	・大気中の二酸化炭素の実質吸収量の加盟国目標の見直し ・EU森林戦略の発表
6	再生可能エネルギー指令の改正	2030年までにエネルギーの 40%を再生可能エネルギー に(現行目標は32%)
7	エネルギー効率化指令の改正	エネルギー利用削減の年間目標の見直し
8	乗用車および小型商用車のCO ₂ 排出基準に関する規則改正	新車の平均排出量を2021年比で2030年から55%、 2035年から100%削減 することを義務付け
9	代替燃料インフラ指令の改正	代替燃料や充電設備等のインフラ整備に関し拘束力のある目標を導入(充電設備は60kmごと、水素燃料設備は150kmごと)
10	ReFuelEU Aviationイニシアチブ	EUの空港で積み込まれるジェット燃料に持続可能な航空燃料をより多く配合することを義務付け
11	FuelEU Maritimeイニシアチブ	EUの港に寄港する船舶が使用する燃料の温室効果ガス含有量に上限を設定
12	気候変動対策に対する社会気候基金(Social Climate Fund)の設立	加盟国がエネルギー効率改善の投資を支援するツールとしてEU予算から拠出する基金を新設

(出所) 欧州委員会、JETROより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

パッケージでは、排出削減を進めるにあたって要となるカーボンプライシング政策として、既存の欧州排出量取引制度(EU-ETS)の改正や対象セクターの拡大に加え、新たに炭素国境調整メカニズム(Carbon

Border Adjustment Mechanism:CBAM)の導入が提案されている。加えて、EU-ETS対象外セクターに対する努力分担規制や再生可能エネルギー指令といった目標値の引き上げ、乗用車や小型商用車向けの二酸化炭素排出規則や代替燃料インフラ指令といった規則の改定、航空燃料規制や船舶燃料規制の新設など排出削減に向けた野心的な取り組みが提案された。さらに今般新たに社会気候基金(Social Climate Fund)という救済措置の新設が提案されている点も注目である。昨今のエネルギー価格の上昇により、欧州各地で一般市民にも影響が及んでいるが、気候変動対策による影響の緩和を目的として導入が検討されているものである。

本稿では「Fit for 55」パッケージの中でも特に企業への影響が見込まれる、EU-ETSの改正と、CBAM導入について詳細をみていきたい。

欧州排出量取引制度の拡大

2005年にEUに導入された欧州排出量取引制度(EU-ETS)は、現在EUの温室効果ガス排出量の約41%をカバーする世界最大の排出量取引制度である。2021年からフェーズ4に入っており、排出削減に向けて一段と基準が厳しくなった段階ではあったが、この基準も従来の2030年排出削減目標をもとに設定されたものであることから、2030年目標の引き上げに伴い「Fit for 55」パッケージの一部として、EU-ETSの改正が提案された(図表2)。

図表2. EU-ETSの概要と「Fit for 55」パッケージで提案された内容

	フェーズ3(2013~2020年)	フェーズ4(2021~2030年)	今般の提案
参加国	EEA-EFTA 31カ国 (EU28カ国+アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン)	EEA-EFTA 30カ国 (EU27カ国+アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン)	同左
対象セクター	発電部門、産業部門(石油精製、鉄、アルミ、セメント、ガラス、紙、パルプ等)、航空部門	第3フェーズから継続	海運(EU域内発着)を追加
対象セクターからの排出量削減目標	2020年までに2005年比▲21%削減	2030年までに2005年比▲43%削減	2030年までに2005年比▲61%削減
キャップ水準	2013年から年率1.74%減少	2021年から年率2.2%減少	2021年から年率4.2%減少
無償配分量	【発電部門】 国際競争がないため、原則オークション 【産業部門】 カーボンリーケージのリスクある業種は、ベンチマークで無償割り当て(ベンチマークは、上位10%の高効率設備の平均から算定)	無償排出枠の縮小 (無償割当100%のカーボンリーケージ対象業種の見直し、カーボンリーケージ対象外業種への無償枠を段階的に廃止)	CBAMの対象セクター(セメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミニウム)は2026年から10年をかけて、段階的に無償割当を廃止 加えて、航空分野も2026年末までに廃止
排出枠超過時のペナルティ	100ユーロ/トン	第3フェーズから継続	同左

(出所)欧州委員会より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

今般の提案では対象セクターとして海運が追加されている。対象となるのは5,000トン以上の大型船舶であり、EU域内航海については100%、EU域内を出発地もしくは到着地とするEU域外航海については50%が対象となるほか、EUの港に停泊中に発生する排出も対象となる。そのため、日系企業含めたEU域外企業もEUへの航海に関しては対象となる点には留意が必要だ。2023年から段階的に開始し、2026年からの本格導入を予定している。加えて注目点としては、炭素リーケージ(EU域内の生産拠点が環境基準の緩い域外国へ移転することや、EUで製造された製品がより温室効果ガス排出量が多い手法で製造された輸入品に代替されること)対策として導入されている無償割当に関して、今般同時に提案されたCBAMの対象セクターとなった5分野(セメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミニウム)に関しては、CBAMが本格導入される2026年から10年をかけて段階的に廃止される点である。これはCBAMが炭素リーケージリスク対策として導入され、EU-ETSの無償割当の代替となることに合わせた措置である。

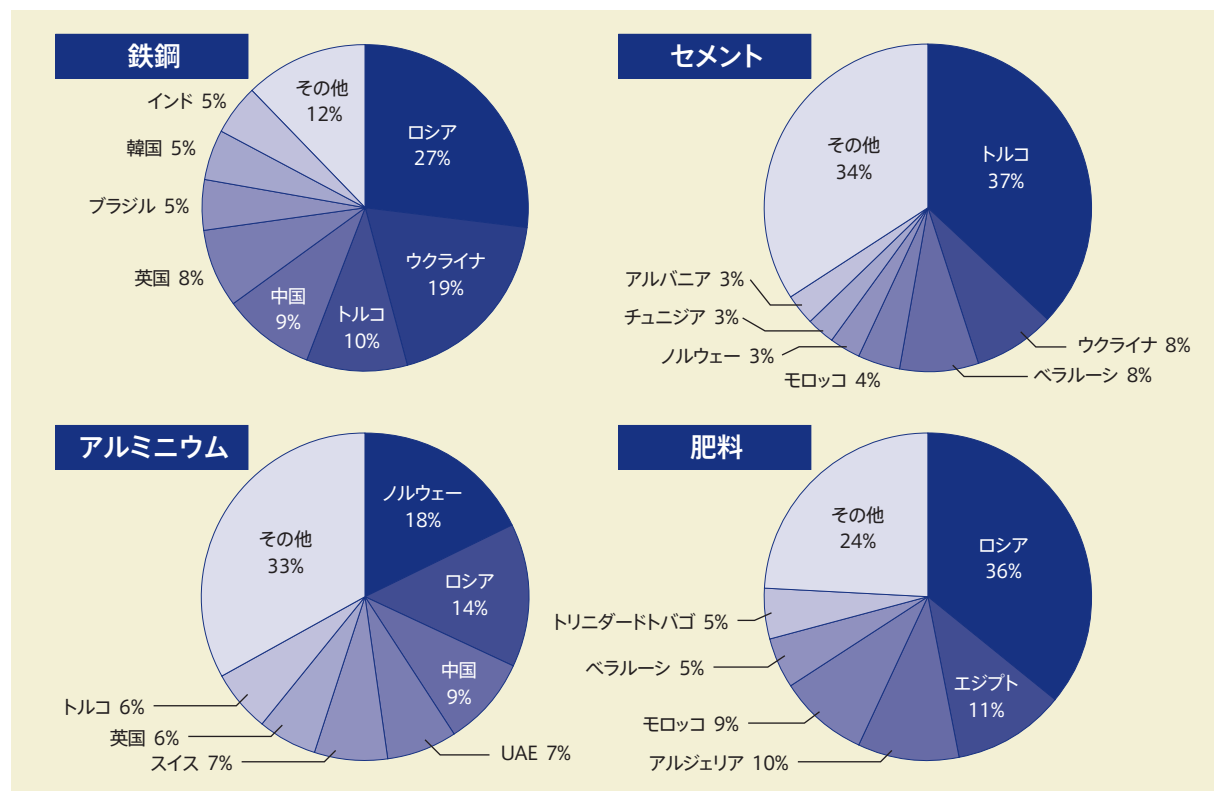
既存のEU-ETSへの海運の追加に合わせ、建物、道路輸送セクターを対象にした新たな排出量取引制度の導入も提案されている。EUは2019年時点で1990年対比▲24%の温室効果ガス排出量となる等、EUの

2020年排出削減目標(1990年比▲20%)を上回るペースで順調に排出を削減させてきているが、建物や道路輸送に関しては削減が進んでいない。そのため、EUとして新たな2030年排出削減目標の達成に向けた更なる排出削減を進めるためにはこれら2分野の排出削減が欠かせず、そのために今般排出量取引制度の導入が提案されたわけである。対象となるのは建物・道路輸送における燃料を供給する事業者となり、一般市民が直接制約を受けるわけではないが、コスト転嫁等による消費者への影響も想定されることから、影響緩和のために、本件の導入に伴う収入の25%が「Fit for 55」パッケージで新たに提案された社会気候基金に活用される見通しである。なお、社会気候基金は2025年から2032年までの8年間で722億ユーロ規模の基金となる見通しで、ポーランドなど特に影響を強く受ける加盟国に重点的に分配される予定である。しかしながら建物や道路輸送は一般市民の生活に身近な分野であり、足元EU-ETS価格が上昇基調にあり現状70ユーロを超える水準まで上昇していることから、フランスの黄色いベスト運動のような大規模なデモにつながる可能性もあり、今後の導入に向けた議論の行方は注目である。

炭素国境調整メカニズム(CBAM)の提案

今般の提案により、EUが導入をめざすCBAMの大枠が判明した。対象となるのは、セメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミニウムの5分野であり、欧州関税同盟外の国および地域を原産地とする輸入に適用される(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス、EUの海外領土からの輸入は対象外)。対象製品の輸入企業は各国当局に登録し、CBAM証明書を購入することになるが、このCBAM証明書の価格は各暦週のEU-ETSのオークション価格の終値平均で算出されており、CBAMはEU-ETSの価格に連動する形となる。2023年から開始される予定であるが、当初3年間は移行期間として報告義務のみ課されることになる。輸入者は四半期ごとに輸入した物品に関する情報を含む報告書を各四半期終了後1ヵ月以内に加盟国の当局に提出することが求められる。報告書には、①該当期間の輸入品の総量、②該当期間の輸入品に含まれていた直接排出量、③該当期間の輸入品に含まれていた間接排出量、④輸入品に含まれる原産国において支払われた炭素価格を記載することが求められる。CBAMの対象となるのは直接排出量のみとなっているが、移行期間

図表3. CBAM対象セクターのEU向け輸出国



(出所) 欧州委員会より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

の報告書には間接排出量の報告が求められる点には注意が必要だ。3年間の経過措置を経て、2026年から本格導入をめざすスケジュールである。

対象となった5つのセクターであるが、EUへの輸出国はロシアやトルコ、ウクライナといったEU周辺国が太宗となっており(図表3)、日本からの輸出は限定的であることから、今般提案されたセクターでCBAMが導入された場合の日本への影響は大きくないと考えられる。

しかしながら、EUは移行期間の3年間、四半期ごとの報告を求めることで、データを収集し、移行期間が終了する2025年末までに、対象セクターの拡大を含めたレビューを実施することから、今後日本への影響が大きいセクターが対象となる可能性もある点には留意が必要だ。

今後のスケジュールとしては、提出された法案を踏まえて、欧州議会、EU理事会での審議が行われるが、CBAM提案にあたってはEU内外から反発の声もあがっており、審議が順調に進むかは注目である。EUの対象セクターの企業からは、EU-ETSの無償割当廃止に伴う負担の増加により、競争力の低下を懸念する声が多いほか、第三国からは保護主義的な措置との批判も寄せられている。CBAM導入により影響を受ける企業、国からの理解が得られるか、また保護主義的措置と捉えられないように、WTO(世界貿易機関)との整合性が確保できているかといった観点が今後の焦点となり、CBAM導入に向けた動向は注視が必要である。

おわりに

見てきた通りEUは「Fit for 55」パッケージの提案を通して、より一層温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを加速させている。それにはCBAMのようにEU域内だけではなく、第三国へも対応を促す取り組みもあり、日本企業も自社への影響も含めEUの動向は注視していくことが重要だ。EUは「欧州気候法」のもとで2030年排出削減目標や2050年脱炭素化を法的に担保しており、今後もこの流れは変わらず続いていくであろう。この背景にあるのは、気候変動への問題意識はもちろんのことながら、欧州が先行する気候変動対策で世界を主導し、環境規制のスタンダードを作るというEUの狙いが見てとれる。

なお、本稿では、欧州グリーンディール政策のもとで気候変動政策を推進するEUに焦点をあてたものの、欧州の主要国である英国もEUと同様に気候変動への取り組みを加速させている。2020年11月には、2050年脱炭素化に向けた「グリーン産業革命のための10項目の計画(The Ten Point Plan for a Green Industrial Revolution)」を発表。エネルギー、運輸、建物等における環境技術への投資促進と雇用の創出をめざし、「英国を世界一のグリーンテクノロジーと金融の中心地とする」(ジョンソン首相)方針である。また2021年10月には、「グリーン産業革命のための10項目の計画」を発展させる形で、2050年温室効果ガス排出ゼロの目標達成に向けた「ネットゼロ戦略」を発表し、2030年までに44万人の雇用と900億ポンドの民間投資を誘致することを企図する等、COP26の議長国として、EUと同様に気候変動で世界をリードする意気込みを示した形だ。

このように、欧州における気候変動政策への野心的な取り組みは今後も加速することが予想され、新たな市場の拡大という観点と、環境規制・基準の強化といった両面から、欧州の動向には今後も注目である。

(執筆日:2021年12月2日)

From Start-up Nation to Scale-up Nation: イスラエルへの招待

イグニション・ポイント株式会社 竹岡 紫陽 氏
TMI総合法律事務所 弁護士 田中 真人 氏

はじめに

イスラエルは、旧約聖書の時代から続く、長い歴史、文化が存在し、現在もユダヤ教、イスラーム、キリスト教にとって重要な意味を持つ場所が数多く残る伝統的な価値観を持つ国である一方で、次々と革新的な「イノベーション」、「テクノロジー」を生み出している。イスラエル企業はこれまで、情報通信、暗号、農業、医療/ヘルスケア、自動運転等の幅広い領域で多くの技術革新をもたらすとともに、世界的な企業を輩出してきた。イスラエルは「中東のシリコンバレー」、「シリコン・ワディ」（ワディはヘブライ語およびアラビア語で「枯れ川」を意味する）とも呼ばれている。

イスラエルは、過去にStart-up Nation、起業国家として多くのスタートアップが輩出される国として有名であったが、近年はスタートアップのスケールアップを狙うScale-up Nationとして国家的な政策が打たれていることもあり、多くの企業が大きく成長するようになっている。

筆者らは、2014年頃からイスラエル企業との連携を進め、また、日本企業とイスラエル企業の連携・投資を様々な形で支援してきた。筆者の一人である田中は、2018～2020年までイスラエルの大手法律事務所に勤務した経験もある。

イスラエルの概観

イスラエルは、中東に位置し、2.2万平方キロメートル（日本の四国程度）の国土である。人口は約934万人（2021年4月イスラエル中央統計局）であり、大阪府よりやや多い程度である。OECD（経済協力開発機構）の発表するマクロ経済統計では、GDPは3,820億米ドルで、一人あたりGDPは4.2万米ドルとなっている。人口が少ないために、GDPの絶対額は少ないが、日本の一人あたりGDPは4.3万米ドル程度であり、同程度の経済水準とも言える。民族構成は、75%程度がユダヤ人、20%がアラブ系、残りが5%程度と言われている。

ビジネスやテクノロジーの観点から見た場合には地中海に面するテルアビブを中心として、北部のハイファ、南部のベエル・シェバ、そしてエルサレムが主要な産業の集積地である。これらの都市はテルアビブからそれぞれ1時間から1時間半程度で移動することが可能である。

イスラエルへの投資トレンド

イスラエルの投資トレンドをみると、イスラエルハイテク企業への投資金額は、2019年で77億9,900万米ドル、2020年で101億7,800万米ドルであったのが、2021年では、第三クォーターまでの集計で既に177億8,000万米ドルに至っており、コロナ禍においてもイスラエルスタートアップの注目度は年々増しており、非常に多くの資金を集めていることが分かる（図表1）。日本のベンチャーキャピタル（VC）投資総額は2020年で2,243億円とされているので、これと比較すると、東京都より少ない人口のイスラエルにいくかに多くの資金が集まっているかを理解していただけるだろう。直近の数年間で投資金額が大きくなっている一方で、投資件数は年間に500～600件程度で安定的に推移しており、1件あたりの投資金額が大きくなっていることが示唆される。特に2021年については、レイターステージにおける1億米ドル以上の資金調達ラウンドが多く、上記の急激な投資金額総額の上昇の大きな要因となっている。

このような、投資金額の拡大を支えているのが海外投資家である。イスラエルでは、国内の投資家（VCや事業会社）が投資をするよりも、はるかに多くの金額が海外投資家によってもたらされている点は特徴的である（図表2）。

イスラエルのスタートアップエコシステムを支えるもの

イスラエルのスタートアップエコシステム成立は、ソ連崩壊前後のソ連からのユダヤ人移民の流入がきっかけである。研究者、技術者、医師など高い知識や技能を持った多くの移民が、イスラエルに多く流入した。ソ連崩壊当時、イスラエルには産業がほとんどなかったが、これをきっかけとして、政策的に高度移民のスキルを活かした起業を促す政策が導入された。例えば、創業前後の企業を支援するテクノロジーインキュベータを整備するプログラムや、海外からの投資資金を集

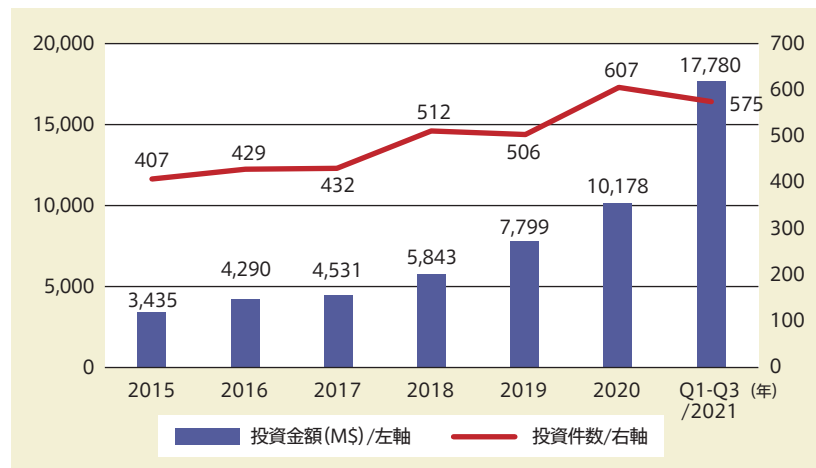
めVCファンドを組成するプログラムが導入された。これによって、高度な技能を持った人材が起業するという枠組みが整備され始めた。今日では、大学、国防軍、多国籍企業の役割も欠かせなくなっている。イスラエルでは、ヘブライ大学、イスラエル工科大学（テクニオン）やワイツマン科学研究所など国際的に極めて高い研究水準と名声を有する大学が複数存在している。これらの大学の技術シーズの事業化も多い。

国民皆兵制をとるイスラエルでは高校卒業後に従軍することになる。この時に厳しい選抜を通り抜けた者は、技術開発部門に配属されることもある。除隊後には、軍で培われた技術力とネットワークを活かして起業する者も多く、いくつかの部隊は、多くの起業家を輩出していることで広く知られている。最も有名な事例ではシグナルインテリジェンス（信号、通信等を利用した諜報活動）を担当する8200部隊の退役者がCheckpoint Technologies、CyberArk、Palo Alto Networks等の創業者となっている。

日本企業とイスラエル企業のアライアンス構築に向けて

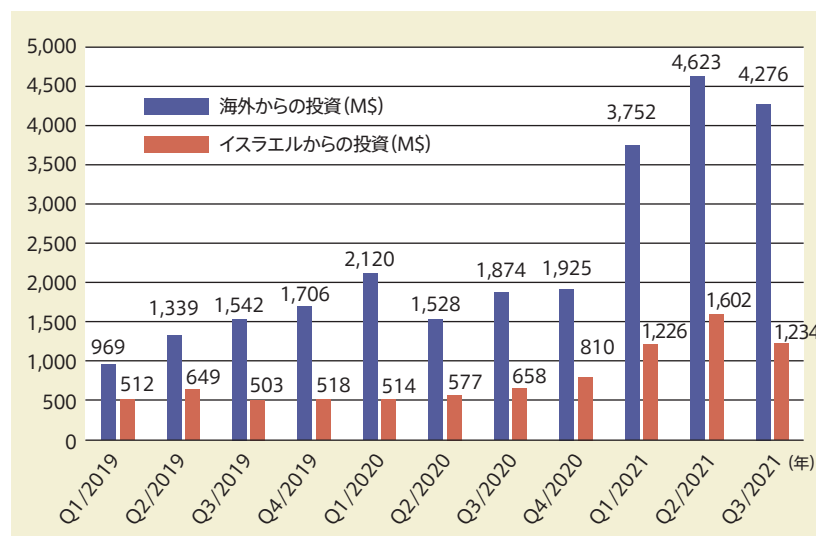
近年、日本企業とイスラエル企業の協業も拡大傾向にある。2021年にあった大きな話題でも、例えばNTTグループのイスラエル法人の開設^{*1}、日野自動車とREE Automotiveとの協業^{*2}、ミットヨのKitovへの出資およびパートナーシップ契約の締結^{*3}、ソフトバンクグループのOurCrowdへの出資^{*4}、三井住友海上火災保険によるイスラエル拠点開設およびUpstream社への出資^{*5}、ルネサスエレクトロニクスによるCeleno Communicationsの買収^{*6}等、日々多くの投資や協業に関するニュースが出ている。

図表1. イスラエルのハイテクセンターへの投資



（出所）IVC Research Center Israeli tech reviewより、筆者作成

図表2. 投資家属性別による投資金額



（出所）IVC Research Center Israeli tech reviewより、筆者作成

筆者らの実感として、イスラエル企業は他の先進国と比しても日本企業との連携に積極的であるように思われる。カジュアルでオープンなイスラエル気質と、国内市場に限界があるために海外展開に積極的であるという実務上の課題からも、日本企業をパートナーとして見てくれる余地が大きいと感じる。日本-イスラエルの連携を進めるにあたって、特に筆者らが考える留意点としては、以下のようなものがあげられる。

(1) 技術探索のポイント

イスラエルに拠点を有する、または出張に訪れる日本企業の活動で最も多いのが「技術探索」である。技術探索活動を成功させるポイントは、優良なスタートアップの情報をいかに効率的かつ効果的に集めアクセスできるか(機会の最大化)と、自社が求める技術をいかに明確化できているか(機会の明確化)である。特に機会の明確化については社内での体制整備がカギを握る。イスラエルに何を求めるのかが現場・各部署レベルにまで具体化できていない場合には、有望な具体的な協業機会があってもスムーズに本社承認を得ることができない。自社の課題は何か、その解決のために何をイスラエルに求めるのかについて全社的な検討を行い、実際に技術探索を行う担当者をサポートする体制を構築する必要がある。

また、誌面の関係で詳述はしないが、進出方法についても簡単に紹介する。イスラエル進出の目的によって、進出の方法は異なり得るし、イスラエルスタートアップへのアプローチの仕方も異なる。

まず、現地に拠点を開設する方法については、日々イスラエル・エコシステムの中に物理的に身を置く駐在者がいることで、現地におけるネットワークを形成し、多くのスタートアップと面談することが可能となったり、現地の最新のトレンドを把握できたりするメリットがある。また、本社が求める技術をより正確に把握したうえで活動することが可能となるし、実際の協業案件を進める際の本社との連絡調整も容易になる。コストがかかってしまうことが一番のデメリットである。

次に、コンサルティングファーム等の起用は、イスラエル人のネットワークにより深く入っていくのに有益な可能性がある。Start-Up Nation Centralが無料で提供しているStart-Up Nation Finder等のデータベースを活用すれば、多くのスタートアップの情報を取得することができ、また、イスラエル企業はオープンであり、ミーティングを設定することも容易である。そのため、情報が公開されているスタートアップにリーチするだけであれば、(対応できるだけのリソースが社内があれば)コンサルティングファーム等を起用する必要性は乏しいかもしれない。コンサルティングファーム等を起用する大きなメリットは、データベース上のどのスタートアップが、本社が求める優れた技術を有しているか、信頼できるチームを有しているか、という目利き情報の取得と、データベースに掲載されていないステルス企業にアクセスできるネットワークを利用できる点にあるのではないかと考える。

スタートアップの情報が最も集まるのがVCである。そのため、イスラエルスタートアップに投資するVCファンドに出資を行うことで、当該VCから情報を得ることも有益なオプションとなる。イスラエルVCに出資をすることで、通常日本企業ではアクセスできないような優良な案件の情報を得ることができる可能性がある(そのため、VCファンドに出資する際には、出資契約書のレビューを行うとともに、Side Letterを締結して、当該ファンドを通して実現したい内容を合意しておくことも重要である)。VCを通じた情報収集という観点で興味深いのが前述したOurCrowdというイスラエルVCである。クラウドファンディング型VCと称するOurCrowdは、ファンドを通じたスタートアップへの投資という通常のVCとしての活動に加え、彼らが投資を決めたスタートアップに関する情報をパートナーシップを結んだ企業(一定の料金を徴収する)に対して提供し、興味があればミーティングをアレンジするとともに、共同投資の機会を与えている。つまり、ファンドに出資をせずとも、VCとしての選別眼にかなったスタートアップの情報を得ることができる仕組みで、複数の日本企業が同社のパートナーとなっている。イスラエルVCへの出資に加え、イスラエルスタートアップへの投資を行う日系VCへの出資も選択肢となる。最近では、こうした日系VCも増えてきており、イスラエルスタートアップに投資する専用ファンドを組成しているVCやイスラエルに人を置いて有望案件の発掘に取り組んでいるVCも複数ある。加えて、これら日系VCは、LP(Limited Partner)出資を行った日本企業とイスラエルスタートアップとの協業支援に力を入れていることが多い。

共同研究等に重きを置いている場合には、イスラエルの大学との連携もオプションになる。イスラエルの大学のTTO (Technology Transfer Organization、技術移転機関) は技術移転や大学発スタートアップの支援に非常に積極的で、大学やTTO自身がスタートアップを育成するためのVCファンドやアクセラレーション・プログラムを有していることも一般的なので、大学やTTOとコンタクトを持って良好な関係を保っておくことは、スタートアップに関する技術探索の機会ともなる。大学は、国防軍と並んで、イスラエル・エコシステムにおける人材と技術の最大の供給源なので、ここに網を張っておくことは、イスラエルにおける協業機会を探すうえでも非常に有効な手段と言える。

(2) 迅速な意思決定 ～イスラエル企業への投資～

イスラエルスタートアップへの投資において特に留意すべきなのは、迅速な意思決定体制の構築である。イスラエルのスタートアップは意思決定が迅速である一方、日本企業は大企業であることも多く、複数の決裁を要し、また保守的な検討からなかなか決裁が進まないということもある。そのため、現地での交渉自体は順調だったものの、本社の意思決定のスピード感が合わず、協業が失敗したり、他の外国企業に持っていかれたりするケースも少なくない。日本企業としては、意思決定権者を明確にして数を絞る、イスラエル企業と本社の間でバランスよく調整できる人を現地に置き、ある程度の裁量を与える等の意思決定スピードを加速させる体制を整備することが求められる。また、社内で決定権を有する方、強い発言力がある方をプロジェクトに巻き込み、現地を訪問してもらうことも有効かもしれない。イスラエルに駐在されている方はこの点に注力されており、テルアビブの美しいビーチ、リゾート的な開放的な雰囲気も手伝って、決裁者の方がイスラエルに訪れたことにより、プロジェクトが一気に進んだという話も聞いたことがある。

(3) 法的留意点

a. イスラエルスタートアップへの投資

誌面の関係で、イスラエルにおける投資実務を詳述することはできないが、外資規制、投資関連書面の種類等について簡単に触れておきたい。

イスラエルには、防衛・通信・メディア・放送、電気事業、銀行、保険等の特定のセクターに適用される個別の法令に基づく規制はあるものの、一般的な外国投資規制はなく、外国企業は、係る個別の法令の適用がない限りは、自由にイスラエル企業の証券を取得することができる。

また、イスラエルの会社における株式は、日本の株式会社や米国のC-Corporationと同様に、大きく分けて普通株式と優先株式(日本でいう種類株式)に分けられる。

両株式のラウンドごとの使い分けについて、シードラウンド以前は、普通株式で調達されることも少なくないが、それ以降のラウンドの投資においては、米国、日本の実務同様、優先株式が発行されることが多い。普通株式が特段の権利等が付されないシンプルな株式である一方、優先株式については(設計の自由度に違いはあるものの)様々な設計が可能である点も日本、米国と共通する。

イスラエルでは、米国のNVCA (National Venture Capital Association) および英国のBVCA (British Private Equity and Venture Capital Association) の各モデルドキュメントやシンガポールのVIMA (Venture Capital Investment Model Agreements) のような普及している雛形が存在しないこともあり、様々な形式・内容の契約書を目にするのが特徴的である。優先株式投資において通常必要となる書面についても、日本では、(1) 定款、(2) 投資契約書、(3) 株主間契約書(および、エンジェル等の個人投資家が複数いる場合等に定められることのある(4) 財産の分配等に関する契約書) が用いられ、米国では、(1) 定款 (Certificate of Incorporation (COI))、(2) 投資契約書 (Stock Purchase Agreement (SPA))、(3) 投資家の権利に関する契約書 (Investors' Rights Agreement (IRA))、(4) 先買権および共同売却権に関する契約書 (Right of First Refusal and Co-Sale Agreement (RoFR Agreement))、(5) 議決権行使に関する契約書 (Voting Agreement (VA)) の5点セットが用いられるが、イスラエルにおいては、(1) 定款 (Articles of Association)、(2) 投資契約書 (Share Purchase Agreement) のみが利用されるケー

スも多い。また、(1)、(2)に加えて、(3)株主間契約やInvestors' Rights Agreementが締結されるケースもよくあり、中には米国式の5点セットが準備されるケースもある。

b. イスラエルでの投資・M&A・協業特有の法的留意点

以下では、イスラエルでの投資・M&A・協業において特に留意すべき法的問題点を概説する。

(a) R&D法関連の留意点

多くのイスラエルの企業は、産業研究開発奨励法(R&D法)に基づいて、イノベーション庁(Israel Innovation Authority (IIA))が提供する助成金(IIA助成金)を受領している。IIA助成金で研究開発を行った企業(被支援企業)には、様々な制限や義務が課されるが、日系企業がこれらの企業を対象会社として投資・M&A・協業を行う場合には、特に以下の規制に留意する必要がある。

i. ノウハウの国外移転

IIA助成金を利用して開発されたノウハウ(対象ノウハウ)を非イスラエル居住者に移転する場合にはIIAからの事前許可の取得および移転料の支払いが必要となる。ここでいう「移転」は幅広く定義されており、対象ノウハウの譲渡だけでなく、対象ノウハウのライセンスアウト、エスクロー・エージェントへの預託等も含まれる。IIAが対象ノウハウの移転を拒否することは基本的にはないが、移転料の上限額は対象ノウハウに係るIIA助成金額の6倍相当額(および利息)にも及ぶ。移転料の計算方法については、R&D法が計算式を定めている。

IIAは、「ノウハウ」の定義を単なる「知的財産」よりも広く捉えており、ソースコードだけでなく、技術要素については基本的にすべて含むものと整理している。対象ノウハウに該当するかどうかは、当該IIA助成金の対象となった事業・技術であるかによって判断されるため、承認された研究開発プログラムの内容や関連書類を基にした事実評価も重要となり、法務デューデリジェンス(法務DD)においては、IIAへの申請内容、IIAの承認内容、会社が提出する報告書等を詳細に確認する。

上記移転料を減額する方法としては、移転するノウハウの範囲を狭める、相互にノウハウを交換する、移転料より低額の手数料の支払いで代替するノウハウのライセンスに係る制度を利用する等、様々な実務的な対応があるので、専門家に相談しながら事業計画を検討するのが望ましい。また、移転料を当事者間でどのように負担するかという点についても、契約交渉において検討すべき事項である。

なお、近年、被支援企業が、連結売上高が20億米ドルを超える多国籍企業または当該多国籍企業と完全支配関係のある会社である場合に、(1)ライセンスの利用が、被支援企業が属するグループ内のライセンシーの用途に限定され、(2)被支援企業の活動を制限しない、といった条件を満たすことを前提に、当該多国籍企業(またはその完全子会社)に対するライセンスが、IIAへの安価なライセンス料の支払いのみで例外的に認められる制度が設けられた。この制度の下では、被支援企業は、IIAに対し、上記の移転料を支払う必要はなく、被支援企業が多国籍企業から受領するロイヤルティの5%相当額(対象ノウハウに係るIIA助成金額の1.5倍および利息を上限とする)のみを支払うこととなる。

ii. 製造拠点の国外移転

対象ノウハウに係る製品の製造を非イスラエル居住者に行わせる場合には、IIAからの事前許可の取得およびIIA助成金額の3倍相当額(および利息)を上限とするロイヤルティ支払いが必要となる。2011年1月1日以降にIIA助成金を受け取った会社には、以下の通りロイヤルティの上限が定められている。

なお、製造能力10%未満の移転である場合には、ロイヤルティ上限の増加はなく、IIAに対する届け出のみで足りる。

国外移転される製造能力	支払義務のあるロイヤルティの上限
50%以下	IIA助成金額の120%
50% - 90%	IIA助成金額の150%
90% - 100%	IIA助成金額の300%

投資・M&Aとあわせて、製造拠点の移転も検討している場合には、上記の点を踏まえて、契約交渉を進める必要がある。

(b) 知的財産権関連の留意点

日系企業がイスラエル企業を対象会社として投資・M&A・協業を行う場合には、以下の知的財産権関連の制約等にも留意する必要がある。

- i. 従業員がイスラエル国防軍に勤務している場合、以下の2点に留意する必要がある：
 - (i) 従業員が兵役中に開発したソフトウェア等の発明や著作物に係る権利は国防省に属する可能性がある。
 - (ii) 従業員が兵役中または兵役後1年以内に生み出した発明に関して対象会社が特許出願を行う場合には、当該発明が当該従業員の国防軍での業務分野に関連する範囲において、国防省の許可が必要な場合がある。
- ii. イスラエルの大学またはその他の学術機関は、IPガイドラインを有しており、当該ガイドラインでは、学生または学術機関で勤務する研究員による発明等に係る権利は、当該学術機関に帰属するとされていることが多い。そのため、法務DDにおいては、学術機関に關与する従業員の存在、当該従業員によって生み出された知的財産、当該学術機関との別途の合意の有無等を確認する。
- iii. イスラエルでは、従業員の職務発明や業務の過程で生成された著作物に係る権利は使用者に帰属するが、この規律は、ノウハウや技術に係る企業秘密には適用されない。したがって、雇用契約書上、著作権および職務発明に係る権利(特許を含む)以外の知的財産権等について使用者に譲渡する旨の文言が存在しない場合には、これらの権利が使用者に適切に帰属していない可能性がある。
- iv. イスラエルの特許法では、職務発明をした従業員は、明確な権利放棄をしていない限り、当該発明の商品化によって生み出された利益について使用者に対してロイヤリティを請求する権利がある。したがって、法務DDにおいては、雇用契約書等に当該ロイヤリティ請求権に係る明確な権利放棄文言があるかを確認する。
- v. イスラエルの著作権法では、日本と同様、著作者人格権が譲渡不可とされており、従業員は雇用期間中に生み出した著作物について著作者人格権を有する(ただし、ソフトウェアには著作権人格権は存在しないとされている)。業務受託者の著作者人格権も同様である。したがって、従業員または業務受託者がソフトウェア以外の著作物の創作に關与している場合には、法務DDにおいて契約書等で著作者人格権の行使が明確に放棄されているかを確認する。
- vi. イスラエル著作権法上、委託された業務によって生み出された著作物に係る著作権の帰属は、「明示的または黙示的に」当事者によって合意できるとされている。一方で、受託者によって生み出された特許、ノウハウ等に係る権利については、「明示的に」委託者に譲渡されなければ、受託者に帰属することになる。したがって、法務DDにおいては、上記を踏まえて、契約書上の権利譲渡に係る規定の有無を確認する。

最後に

前述の通り、日系企業によるイスラエルスタートアップへの投資は、このコロナ禍においても非常に順調で、2020年の日系企業によるイスラエル企業への投資総額は約11億米ドルで、2020年のイスラエル企業の資金調達総額の1割以上を占めているとされる。国境をまたぐ往来が再開した先には、イスラエル・日本間の定期直行便の就航も予定されており、今後ますます、日系企業によるイスラエルスタートアップを対象とした投資・M&A・協業が活発に行われることが予想される。本稿が今後ますます増加することが予想される日本・イスラエル間のビジネスにおいて参考になれば幸いである。

- *1 <https://group.ntt.jp/newsrelease/2021/05/12/210512f.html>
- *2 <https://www.hino.co.jp/corp/news/2021/20210427-002886.html>
- *3 <https://www.mitutoyo.co.jp/news/20210202/>
- *4 <https://techcrunch.com/2021/10/27/ourcrowd-raises-25m-from-softbanks-vision-fund-2/>
- *5 https://www.ms-ins.com/news/fy2021/pdf/0520_1.pdf
- *6 <https://www.renesas.com/jp/ja/about/press-room/regarding-acquisition-stock-celero-communications-inc>

竹岡 紫陽(たけおか・しろう) 氏 プロフィール

イグニション・ポイント株式会社ヴァイスプレジデント/IGP X株式会社インベストメントプロフェッショナル。早稲田大学イノベーションファイナンス国際研究所招聘研究員。

主に大企業の新規事業創出、スタートアップ連携・投資に関する支援を行い、イスラエルスタートアップの日本進出も支援。主要論文として、「事業化支援を担うテクノロジーインキュベータ創出のための政策対応：イスラエル、シンガポールでの経験」(研究・イノベーション学会、2015年)等がある。

田中 真人(たなか・まさと) 氏 プロフィール

TMI総合法律事務所弁護士。ニューヨーク州、カリフォルニア州弁護士、イスラエル外国弁護士。日本イスラエル商工会議所理事。2018年9月から約2年間イスラエル最大手の法律事務所に出向。主に、イスラエル(および中東)、米国、欧州、アジアを中心とした国外投資・M&A・協業、イスラエル進出等のイスラエル関連業務、国内のVCファンド・CVC(コーポレートベンチャーキャピタル)関連業務、商事訴訟等の紛争等を取り扱う。最近の主な著作として、「イスラエルビジネスガイドブック」(商事法務, 2021)、「Practice Guides Japan M&A 2021 – Recent Trends and changes in M&A in Japan」(Lexology GTDT, 2021)、「イスラエルにおける投資・M&A実務(日米の実務との比較を踏まえて)」(MARR, 2021)。

インドネシア:規制緩和後の事業許認可

PT. Fuji Staff Indonesia (フジスタッフインドネシア) 代表取締役社長 加来 文子 氏

はじめに

2020年11月、雇用創出法2020年第11号が施行しました。オムニバス法と呼ばれるこの法律は、既存の改定が必要な77本の法律をまとめて整備したもので、細則として47政令、4大統領令が制定されました。また、実行細則として各省庁からの大臣令等も続々公布されています。

新規進出・既存現地法人の事業拡張に大切な規定は以下の通りです。

1. リスクベース事業許認可実施に関する政令2021年第5号
2. 投資事業分野に関する大統領令2021年第10号・改定第49号
3. 管轄セクターが公布する大臣令・機関令

このうち、上記2は、以前は「ネガティブリスト」として知られており、投資規制・中小企業保護にフォーカスされたものでしたが、オムニバス法以降は「プライオリティリスト」となり、特定事業への税務・非税務優遇措置を前面に出し、外国投資に対してはかなり開放された印象になりました。

また、上記3では、必要となる技術的要件が規定されており、実際に許認可を取得した事業を行う際に重要になります(自社で実行できるかを知るためには、許認可を取得する前に参照いただきたい規定ではあります)。

今回は、主題の通り、「1. リスクベース事業許認可の運用」について重点的に解説したいと思います。

リスクベース事業許認可とは？

リスクベース事業許認可は、これまでにはなかった新しいコンセプトの事業許認可規定で、事業に必要な許認可をインドネシア標準産業分類(KBLI)ごとに安全、衛生、環境への負荷等の計算式で算出されたリスクレベルに基づき規定しています。当地では、「リスクベースアプローチ」と呼ばれ、「RBA」と略されています。

インドネシア標準産業分類(KBLI)とは、インドネシアで行うことができる事業活動を基礎分類(頭2桁)、大分類(頭3桁)、中分類(頭4桁)、小分類(5桁)で分類したもので、企業側は、活動の内容ごとにKBLIに適合した許認可を取得していくことになります。フォワーダー等、特別業種(一つの法人で一つの事業しかできない業種)として規定されていない限りは、一つの企業が複数のKBLIに適合した許認可を取得することが可能です。

少し余談になりますが、インドネシアでは、輸入の際に必要な輸入業者番号は、原材料や副材、自社で使用する設備等を輸入することができる製造者用(API-P)と転売目的(いわゆる「パススルー」と呼ばれているもので、当地で付加価値を付けない)の商品を輸入することができる商社用(API-U)の2種類しかありません。さらに、一企業では、この2種類のうち、どちらかを選ばなければならないと規定されているため、製造業に商社機能も付けようとする場合は、この輸入業者番号を製造者用、商社用のどちらかに選択する必要があるため、原材料および転売する商品の両方を輸入ということは実質的に難しいというケースもありますので、注意が必要です。

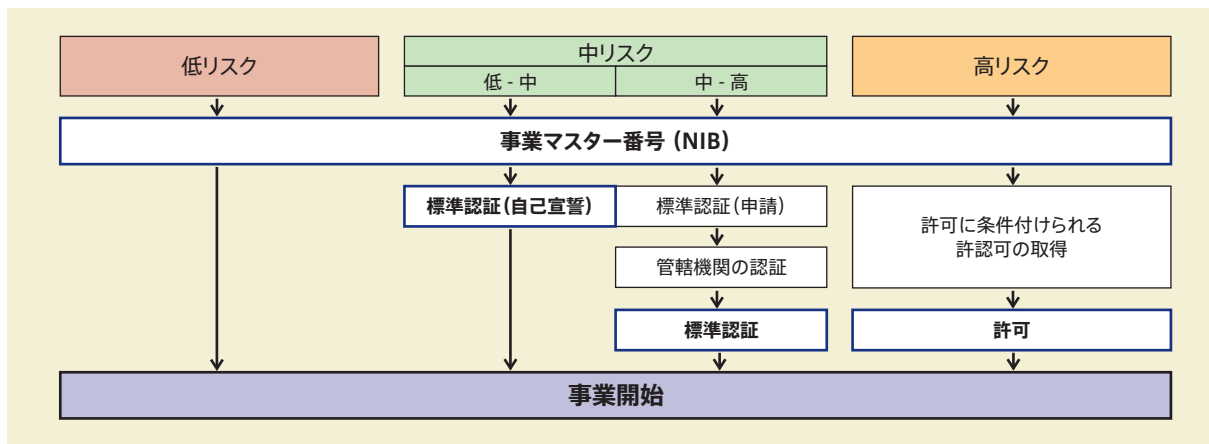
よく「製造業に商社機能を持たせることは不可能ですか？」というご質問をいただきますが、本件は輸入業者番号にひも付くものですので、製造用の材料や設備は国内調達が可能です。転売する商品のみが輸入という場合やその逆のケースでは、一つの会社でも製造業とディストリビューターとして商社活動を行うことは可能です。

ただし、外資ディストリビューターには、インドネシア国内のディストリビューターや代理店を通さなければいけないという規定もありますので、商社機能を追加する場合にはよくご検討されることをお勧めいたします。

では、次にリスクベース許認可の基礎となるリスクレベルについて解説していきます。

リスクレベルは低・中・高リスクの3段階に分かれており(中リスクは更に中の低(Middle-Low)、中の高(Middle-High)に分類)、それぞれ取得しなければならない許認可が異なります。

図表1. リスクレベル別の許認可の申請手続きの違い



(出所)筆者作成

図表1でも分かるように、低リスク、中の低リスクの事業の場合は、許認可申請がかなり簡素化され、事業を開始できるまでの時間も短縮されることになります。また、多くがインドネシア語のため、外国人単独での申請には問題が残るものの、これまで各省庁で行われていた申請も、ほぼすべて事業許認可統合電子サービス(OSS)で申請できるようになっておりますので、海外からでもアクセスは可能になり、利便性も増しています。

最低資本金と最低投資額

一方で、投資条件においてはハードルがあがっています。

当地における外国投資企業(PMA)の最低払込資本金が従前の25億ルピア超から100億ルピア超へ引き上げられました(既存の企業については、現状を維持する限りは既得権の保護が働くと考えられます)。

その他にもいくつかの規定があります。

- ✓ 株主の自国での会社規模は関係なく、当地の大規模企業に分類されます(事業資産 100億ルピア超または年間売上 500億ルピア超)
- ✓ 1%でも外資が資本参入している場合
- ✓ 外国投資企業(PMA)はインドネシア法人ですが、外資と同様の扱いとなるため、ローカル会社の株式を1株でも買収した場合、当該ローカル会社は外国投資企業のステータスとなります。さらに当該ローカル企業に子会社がある場合は、その子会社も外国投資企業となるため、注意が必要です

また、最低払込資本金とよく混同されるのが、「最低投資額」です。こちらも事業を拡張し、事業活動を一増やすごとに土地建物を除き100億ルピア超を投資することが義務付けられました。つまり、前述のインドネシア標準産業分類(KBLI)ごとに100億ルピア超の投資が必要になります。

ただし、事業によっては、例外もあります。

1. 大規模商業(ディストリビューター)および建設業

- ・土地建物を除きKBLI頭4桁ごと、つまり、KBLI頭4桁が同じ商品・サービスであれば、KBLIを同時にいくつ取得しても、最低投資額は100億ルピア超

2. 飲食業

- ・土地建物を除き、KBLI頭2桁、ロケーションごとに100億ルピア超
- ・飲食業のKBLI頭2桁は「56」で、この中にレストラン、カフェ、バー等が入っていますので、実質上は、同じ場所にレストランとバーを併設させても最低投資額は100億ルピア超ですが、2カ所以上に設置する場合は、店舗ごとに100億ルピア超の投資が必要

・規模(席数)などにより、外資が入れない場合もありますので、注意が必要

3. 製造業

・土地建物を除き、一つのライン内でKBLI5桁が違う製品を生産する場合は、まとめて100億ルピア超

4. 不動産・開発業

・ビル一棟、住宅街全体の場合：土地建物を含み、100億ルピア超

・フロア、ユニット単位、戸建て単位の場合：土地建物を除き、100億ルピア超

現在使用していない事業許可があるので、旧許可を取り消す代わりに新許可の投資ルピアが免除にならないか、というご質問をよくいただきます。以前取得した許可は取得時に100億ルピアの投資がされたものと解釈されるので、差し替えはできません。追加はあくまでも新規として新たに100億ルピア超の投資が必要になります。

投資をするのであれば、当然、資金がなければ投資はできません。では、「最低投資額」の資金源には何かあるのでしょうか。

よく「事業拡張のためには、100億ルピア超の増資が必要ですか?」というご質問をいただきます。もちろん、自己資金(増資)も一つの資金源ですが、それ以外にも、借入(インドネシア国内・海外、親子ローンを含む)と内部留保の再投資も資金源になりえますので、すべてが増資による自己資金の投資である必要はありません。

また、よくいただくご質問の中に「当社は非製造業で取扱製品が増えたとしても、特に投資するものがない」というものがあります。

そもそもインドネシアの投資の概念は、製造業を中心にデザインされているため、KBLIが違う品目を生産する場合には、設備投資も人材の確保も必要になることから、新しい投資が生まれるという考え方になるため、非製造業でも新しい事業を行う際には、この最低投資額が適用になります。

事業許可統合電子サービス(OSS)での申請

2018年より新システムとしてOSSが導入され、事業許可はオンラインで申請するようになりました。バージョン1.0から1.1を経て、2021年8月9日よりリスクベースアプローチ版がソフトローンチしました。

現状は、ソフトローンチの名の通り、まだ申請できない許可等もありますが、次の日にはできるようになることもあり、日々進歩をしている感じです。バージョンアップごとに企業側がデータを移行・確認しなければいけないという特色もあります。移行していない、または移行がうまくいっていない場合は、会社データが空欄になることで、許可が申請できないこともありますので、必ず確認をしておいていただきたいと思います。

なお、日本でもインドネシア関連のニュースとして報じられておりますが、インドネシアの憲法裁判所が2021年11月25日、オムニバス法を違憲とする判決を下しました。ポイントとしては、以下の通りです。

- ・オムニバス法制定におけるプロセスの問題
- ・政府と議会に2年の期間を与え、是正することを命令
- ・2年間は、現行オムニバス法と既出関連細則は有効とするが、2年以内に是正できない場合は、オムニバス法自体が無効
- ・判決以降は、影響の大きい、戦略的な事項の保留、新規の関連細則発出を禁止

ジョコ・ウィド大統領は11月29日、憲法裁判所から違憲判決は出ましたが、条項を否定されたものではなく、オムニバス法自体は現在有効であるため、海外の投資家にも安心して投資をしてほしいという旨を表明しました。

ただ、オムニバス法制定前から、特に労務面では労働組合などから大きな反対があり、日系企業でも不安の声は上がっています。今後の動向に注視が必要です。(執筆日:2021年12月2日)

加来 文子 氏プロフィール

1994年にインドネシア大学の語学留学後、インドネシアで広告代理店、製造業での就業経験を経て、2006年にフジスタッフインドネシア*入社。

製造業勤務時代、社長秘書、生産管理、社員教育や組合問題を含めた間接業務に携わり、その経験を活かした労務コンサルティングを経て、2009年より新規進出企業や既存企業への会社法、事業許可を中心としたコンサルティングへ移行、現在に至る。2017年にフジスタッフインドネシア 代表取締役社長に就任。 *2018年より東洋ワークグループ(本社:宮城県仙台市)の一員となる

習近平政権が掲げる「共同富裕」政策の行方 ～中国における足元の規制強化と格差是正に向けた動き～

みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部アジア調査チーム
主任エコノミスト 月岡 直樹

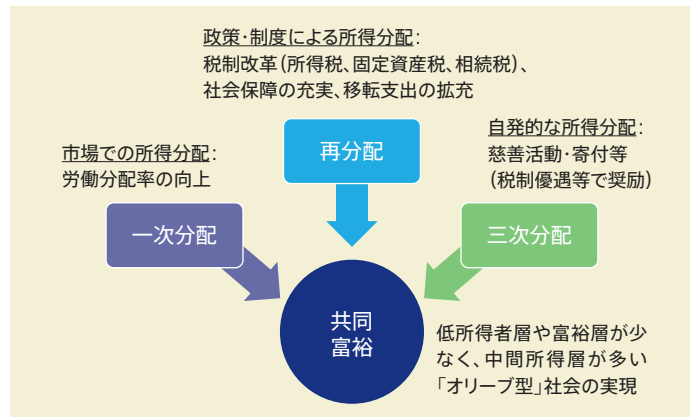
持続可能な成長に向けた長期目標「共同富裕」

中国の習近平政権が掲げる「共同富裕」のスローガンがいま、世界の注目を集めている。経済政策を討議する中国共産党の中央財經委員会は、2021年8月17日に開催した会議で「質の高い発展の中で共同富裕を促進させる」方針を確認した。貧富の格差是正に向けて、市場メカニズムによる所得の「一次分配」と税制・社会保障を通じた所得の再分配を改善し、慈善事業や寄付を通じた所得の「三次分配」を奨励することで所得分配機能を強化。低所得者層の収入を底上げし、中間所得層の比率を高めて所得構造がオリーブ型となる社会を構築し、「共同富裕」を実現させる考えを強調した(図表1)。

「共同富裕」とは、読んで字のごとく「皆がともに豊かになること」である。1950年代に毛沢東氏が提唱し、改革開放を主導した鄧小平氏も、豊かになれる者・地域から豊かになればよいという「先富論」を掲げつつ、ゴールを「共同富裕」の実現に定めていた。習氏も2012年の党総書記就任以降、この言葉にたびたび言及しており、決して目新しいスローガンではない。習氏は、2021年7月の中国共産党創設100周年の記念式典において党が長年目標としてきた「小康社会(ややゆとりある社会)の全面的な完成」を宣言しており、次の長期目標として「共同富裕」の方針を全面に打ち出したものとみられる。

これを経済政策の大転換と受け止める見方も存在するが、実際のところ、中央財經委は一部の人が勤労努力と起業家精神によって先に豊かになる「先富論」を否定しておらず、「共同富裕」は画一的な平等をめざすものではないとも断っている。そのため、政策の転換というよりは、持続可能な成長を図る方向性が更に明確化したものとみなすべきであろう。

図表1. 所得分配による「共同富裕」実現のイメージ



(出所) 中国共産党新聞網、各種報道より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

規制・取り締まり強化は「一次分配」の最適化を図る動きか

「共同富裕」が注目を集める背景には、これまで野放図に発展し、高収益を上げてきた業界に対する規制・取り締まりの強化がある。中国政府は、2020年12月の中央經濟工作会議で「独占禁止の強化および資本の無秩序な拡張の防止」の方針を決定した(図表2)。その後、アリババやテンセント、美团(Meituan)、滴滴(DiDi)といった中国を代表するITプラットフォームに対する独占禁止法違反の摘発・処分が相次いでいる。2021年7月には、子供たちの学習負担と親の経済負担を軽減することを目的に教育サービスの規制が強化され、小中学生向け学習塾を非営利化させる急進的な措置が市場に大きな衝撃を与えた。

8月の中央財經委は、「高すぎる収入の合理的な調整」を図って、「高収入層・企業がより多く社会に還元することを奨励」するほか、「収入分配秩序を整頓」し、「違法収入を断固として取り締まる」ことも強調してい

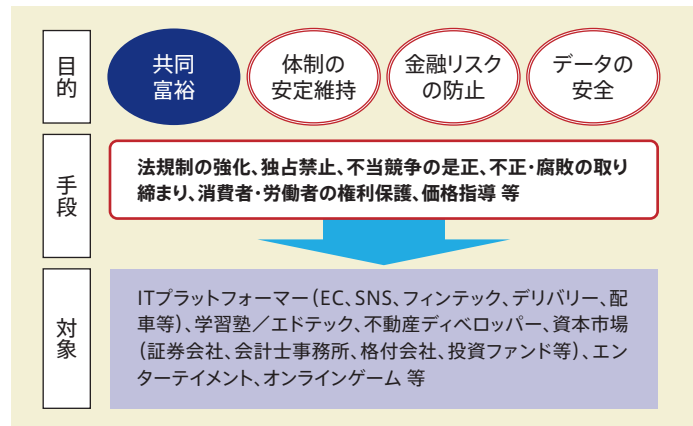
た。前後して、他の業界にも規制・取り締まりの波が押し寄せている(図表3)。

オンラインゲーム業界では未成年者に対するサービス提供が金土日・祝日の夜8～9時に限定され、芸能界ではタレントを熱狂的に支援する「飯圈(ファンサークル)」が高額消費をあおっている等として規制対象となった。証券会社や法律事務所、会計士事務所、投資ファンドには、証券市場で横行するインサイダー取引や相場操縦、粉飾決算、開示情報の虚偽記載といった不正行為に絡んで調査のメスが入っている。ITプラットフォームへの取り締まりが緩む気配はなく、営利行為を禁止された学習塾は大規模なリストラや倒産に追い込まれている。

こうした規制・取り締まりの強化は、市場における「一次分配」の最適化を図るという形で「共同富裕」の方針が具体化した措置とみることもできる。これらの業界において、大企業による優越的な地位の乱用や過度な利益追求が問題視されてきたことは確かであり、不当競争の是正や不正・腐敗の取り締まりは公正な市場競争環境を整えるために必要な措置と言えよう。また、当局が9月に行ったフードデリバリーサービスに対する指導は、ギグワーカーである配達員の待遇改善という形で労働者の権利保護に資するものとなっている。ただ、社会的な影響力が大きい民営企業を狙い撃ちしているようにみえる点が否めないうえに、当局による政策変更が市場には唐突に映り、企業の事業活動や収益見通しへの不確実性を高める結果ともなっている。

実際、マーケットでは新たな政策措置が発表されるたびに関連株が大幅に下落し、国有企業株が多い上海市場と中資系テック株が多い香港市場で明暗が分かれる展開となっている(図表4)。当局側は市場不安の払拭に努めており、劉鶴副総理は9月6日、「民営経済の発展を支持する方針は変わらない」と述べ、同8日付の党中央機関紙『人民日報』も、一連の措置は市場秩序を守るためであり、民営経済の発展に対する支持や対外開放政策は不変との立場を強調している。

図表2. 当局による「資本の無秩序な拡張の防止」のイメージ



(出所) 中国共産党新聞網、各種報道より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表3. 「共同富裕」をめぐる直近の政策の動き

年月	政策・出来事
2020年12月	中央経済工作会議を開催。「独占禁止の強化および資本の無秩序な拡張の防止」を決定。以後、ITプラットフォームに対する独禁法違反の調査・摘発相次ぐ
2021年3月	全国人民代表大会が『第14次五カ年計画および2035年長期目標要綱』を採択。「共同富裕」に6回言及
6月	浙江省全域を「共同富裕モデル区」に指定
7月	習近平総書記が党創設100周年記念式典で「小康社会(ややゆとりある社会)の全面的な完成」を宣言 証券市場における不正行為の取り締まり強化を発表 学習塾サービスの規制強化を発表
8月	党中央財経委員会を開催。「質の高い発展の中で共同富裕を促進させる」方針を確認 芸能人のファンサークルビジネスを規制 未成年に対するオンラインゲーム提供時間を制限
10月	『求是』が8月の党中央財経委における習氏の演説を掲載。21世紀半ばまでに「共同富裕を基本的に実現」する方針を明示 全人代常務委が不動産税(房地產税)を一部都市で試験導入することを決定
(未定)	「共同富裕促進行動要綱」を制定

(出所) 中国政府網、中国共産党新聞網、各種報道より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表4. 上海総合指数・香港ハンセン指数の推移



(注) 直近は2021年11月10日

(出所) 上海証券取引所、Hang Seng Indexes Company, CEIC data より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

不動産税の試験導入で所得再分配政策にも本腰

党の政治理論誌『求是』は10月、習氏が8月の中央財經委の会議で行った「共同富裕」に関する演説の一部を公表し、建国100周年(2049年)を迎える21世紀半ばまでに「共同富裕の基本的な実現」をめざす方針が明らかになった(図表5)。これにより、「共同富裕」が市場における規制・取り締まりの強化にとどまらない長期的な政策方針であることが確認された。

習氏はこの演説で、一部の国で格差が拡大、中間層が没落し、社会の分裂や政治の急進化を招いているとの認識を示し、中国は二極分化を防止し、共同富裕を促進して、社会の安定を実現しなければならないと表明。そのうえで、「資本の無秩序な拡張に断固として反対」する考えを改めて強調し、民営企業に対する取り締まりの継続を示唆した。

習政権は、前述の通り一次分配のあり方に手を加える一方で、格差是正の本丸である所得再分配の制度改革にも着手しようとしている。全人代常務委員会は10月23日、日本の固定資産税にあたる不動産税(房地產税)を一部の都市で試験導入する方針を決定した。中国の住宅不動産は、固定資産税が存在しないため保有コストが低く、人口流入による需要の増加に加えて値上がりを期待した投機的な取引もあって、大都市を中心に価格が高騰。当局は不動産購入制限や住宅ローン規制により価格上昇の抑制を図ってきたが、不動産を持てる者と持たざる者の格差は開く一方で、社会的な不満の声は大きい。

不動産税は、投機取引や価格高騰の抑制につながり、地方財政の安定化や所得再分配による格差是正にも寄与することから、導入が長年検討されてきた。しかし、市場に与えるインパクトや「持てる者」の反発の大きさを考慮して、2011年より上海市と重慶市において課税対象を限定した形で試験実施されてきたものの、本格的な実施は見送られてきた。

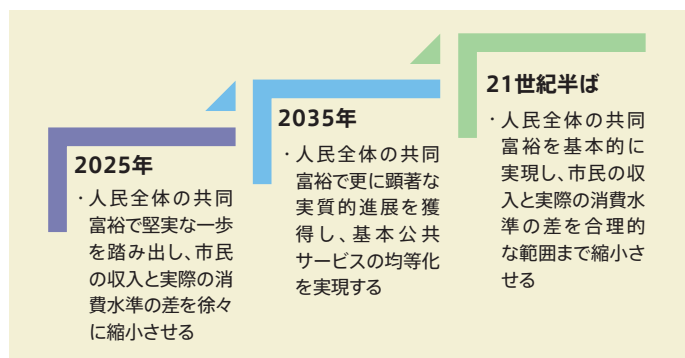
今回の決定が興味深いのは、上海・重慶の不動産税(房産税)が建物のみを課税対象としているのに対し、新たに試験導入される不動産税(房地產税)は土地使用者も納税対象に含んでいることである。中国では土地はすべて国有(あるいは集団所有)であり、住宅や商業施設、工場を建設する企業等にはその使用权が与えられるのみである。使用者の資産ではない土地使用权にも課税しようとする今回の決定は、習政権が税財政制度の抜本的な改革を図る構えであることをうかがわせる。不動産税(房地產税)の試験都市は今後、国務院が選定し、課税規則もそれに伴って制定されることになるが、全人代常務委の決定は試験期間を5年としており、導入の影響を確認しつつ、慎重に課税対象の拡大を図るものとみられる。

中間層の拡大が期待される一方で政策リスクへの警戒も

習政権が「共同富裕」を掲げていることは、世界的な潮流と切り離すことができない。所得と富の格差拡大は欧米各国や日本でも社会問題となっており、所得再分配のあり方を見直し、格差を是正しようという動きが広がっているからである。ITプラットフォームに対する取り締まりについても、欧米でいわゆるGAFA(Fの「フェイスブック」はこのほど、社名を「メタ」に変更)によるデータと市場の独占が問題視され、規制が強化されつつあることと軌を一にする。

「小康社会」の実現を宣言した習政権が、貧富の格差を是正するために「共同富裕」政策を進めることは至極当然とも言える。所得分配機能が強化されて中間所得層が拡大すれば、消費主導型経済への転換が促進され、中国経済の持続的な成長を展望することができる。しかし、突然の規制変更によって教育サービスは壊滅的な打撃を受けており、中国内で事業を展開する多くの企業はいま、政策リスクを改めて強く意識せ

図表5.「共同富裕」の実現目標とスケジュール



(出所) 求是網より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

ざるを得ない状況となっている。民営経済への指導が行き過ぎれば、中長期的には企業のイノベーション意欲を削ぎ、潜在成長率の低下を招く懸念もある。そのため、当局には経済の活力を維持させつつ改革を押し進める微妙な舵取りが求められよう。

ご注意

1. 法律上、会計上、税務上の助言: みずほグローバルニュース(以下、「本誌」)記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 著作権: 本誌記載の情報の著作権は原則としてみずほ銀行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
3. 免責: 本誌記載の情報は、みずほ銀行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。みずほ銀行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容いかにかわらず一切責任を負いませんのでご了承ください。

作成: みずほ銀行 国際戦略情報部

お問い合わせ先

詳しくはお取引店または下記まで

e-mail: **globalnews.mizuho@mizuho-bk.co.jp**

(2021年12月16日現在)